

平成26年7月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(エアコン(室外機) 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
(うち美顔器1件、エアコン1件、システムベッド1件、延長コード1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担当: 木原、後藤、清重  
電話: 03-3507-9204 (直通)  
FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400218	平成26年7月8日	平成26年7月16日	エアコン(室外機)	BR32ASS	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	石川県	製造から10年以上経過した製品 7月17日に消費者安全法の重大事故として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201400214	平成26年6月11日	平成26年7月14日	美顔器	火災	当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が事故を認識したのは7月2日
A201400215	平成26年6月29日	平成26年7月14日	エアコン	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201400216	平成26年6月29日	平成26年7月14日	システムベッド	重傷1名	子供(6歳)が当該製品から降りようとした際、左足首がヘッドボード(頭側板)と床板の隙間に挟まり、左脚を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A201400217	平成26年6月10日	平成26年7月16日	延長コード	火災 軽傷2名	当該製品を含む複数の延長コードに複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が事故を認識したのは7月14日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

エアコン（室外機）（管理番号：A201400218）

